

柏 福 指 内 第 4 3 号
平成 2 6 年 3 月 2 7 日

柏原市内指定障害福祉サービス事業者 様
指定障害者支援施設事業者 様
指定特定相談支援事業者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

地域区分の変更について（通知）

障害福祉サービス事業所等報酬に係る地域区分につきましては、平成 24 年 4 月の障害福祉サービス等の報酬改定に併せて 1 単位あたりの単価の見直しが行われましたが、平成 24 年度から平成 26 年度までの間、地域区分を細分化することにより、激変緩和のための経過措置が設けられているところです。

これにより、平成 26 年度の柏原市に所在する事業所の障害福祉サービス等の地域区分については、以下のとおりとなりますので、平成 26 年 4 月サービス提供分以降の請求に際しては、変更後の地域区分で請求いただきますようお願いいたします。

なお、当該地域区分の変更については、変更届出書類の提出は必要ありません。

	(平成 25 年度)		(平成 26 年度)
<地域区分>	12 級地	⇒	<u>17 級地</u>

<1 単位あたりの単価> 変更なし

【問合せ先】

柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課
T E L 072-971-5202（直通）